

令和 5 年度第 1 回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和 6 年 3 月 2 7 日（水）

令和5年度第1回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和6年3月27日（水）午後2時から3時

2 場所

東大和市 中央公民館 3階 301学習室

3 出席者

（1）審議会委員

① 会長	田村 茂	出席
② 職務代理者	池田 陽子	出席
③ 委員	加地 裕武	出席
④ 委員	辻 洋一郎	出席
⑤ 委員	佐竹 俊之	出席
⑥ 委員	奥田 真由	出席
⑦ 委員	横山 昌明	出席
⑧ 委員	関田 賢治	出席

（2）市長

和地 仁美

（3）事務局

- ① 総務部 矢吹部長
- ② 文書課 阿部課長、林田係長、松本主任

（4）説明員

報告 文書課 阿部課長

4 議題（報告案件）

（1）個人情報保護制度の運用状況について

- ① 個人情報ファイルの保有状況について
- ② 個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況について
- ③ 個人情報の漏えい事案等について

（2）東大和市個人情報保護事務取扱要領の制定について

（3）個人情報の漏えい対策について

5 会議の公開

会議は公開により開催した。

6 傍聴人数

0人

<会議内容>

1 開会

○矢吹部長

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。

○阿部課長

委員の出席状況を報告いたします。委員8名、全員出席。よって、会議は成立しております。

2 市長挨拶

○事務局

続きまして、市長より挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○和地市長

皆さん、こんにちは。市長の和地でございます。

本日はご多忙のところ、令和5年度第1回東大和市個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和5年4月に改正個人情報保護法が施行され、まもなく1年となります。

本法の施行により、民間企業や国などの行政機関、そして地方自治体にも共通の法律が適用されることになり、個人情報保護制度について、一定の水準が担保されるようになりました。

市におきましては、今後も個人情報保護法の規定に則して、市民の個人情報について適正に取り扱い、事務の適正かつ円滑な運用を図ることで、市民の権利、利益を保護してまいります。

結びにあたりまして、個人情報保護制度の適正な運用のため、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、委員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

○矢吹部長

市長、ありがとうございます。市長は公務のため、ここで退席させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

3 審議会への報告

○矢吹部長

それでは引き続き進行を進めます。本日は、諮問事項につきましては、ございません。報告案件が3件ございます。それでは、この先の会の進行を田村会長にお願いさせていただきます。田村会長、よろしくお願いいたします。

○田村会長

改めまして、それでは、令和5年度第1回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めさせていただきます。

報告案件 1 「個人情報保護制度の運用状況について」

○田村会長

はじめに、報告案件 1 （1）「個人情報ファイルの保有状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○阿部課長

それでは、報告案件 1 （1）「個人情報ファイルの保有状況について」 ご説明申し上げます。

資料 5 ページをお開きください。

この個人情報ファイル一覧は、当市において保有する個人情報ファイルのうち、対象者数が千人以上のものについて、その概要を個人情報ファイル簿としてまとめたものであります。令和 5 年 7 月 1 日時点の集計で、1 3 3 件の個人情報ファイルが該当となります。

ここで、個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために、保有個人情報を検索できるように体系的に構成した情報の集合物のことであり、コンピュータを用いて検索できる「電算処理ファイル」や、検索しやすく構成した紙ファイルなどの「マニュアル処理ファイル」が対象となります。

資料 2 8 ページをお開きください。

こちらは、個人情報ファイル簿に掲載している個人情報ファイルの一つで、市民課の保有する「住民基本台帳システム」についての単票です。上から、「個人情報ファイルの利用目的」、「記録項目」、「記録範囲」等を記載しています。

個人情報ファイル簿については、個人情報の保護に関する法律第 7 5 条の規定により、公表が義務付けられておりますことから、これらの資料を東大和市公式ホームページに掲載するとともに、市役所 3 階市政情報コーナーにおいて公開しております。

これにより、市が保有する個人情報を何の目的で、どのように収集し、利用しているのかを市自らが内部チェックするとともに、市民に対して明らかにすることで、市民の権利・利益を保護するものであります。

資料 2 9 ページをお開きください。

こちらは、当市において保有する個人情報ファイルのうち、対象者数が百人以上千人未満のものについて、個人情報ファイル名を一覧にまとめたものであります。令和 5 年 7 月 1 1 日時点の集計で、1 8 8 件の個人情報ファイルが該当となります。

個人情報ファイル簿として公表が義務付けられているのは、対象者数が千人以上のものでありますが、当市独自の措置として、百人以上千人未満のものにつきましても、市の透明性を確保するため、一覧を公表することとしたものであります。こちら、東大和市公式ホームページ及び市役所 3 階市政情報コーナーにおいて公開しております。

説明は、以上でございます。

○田村会長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

○田村会長

続きまして、報告案件１（２）「個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○阿部課長

それでは、報告案件１（２）「個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況について」ご説明申し上げます。

資料３７ページをお開きください。

こちらは、令和６年２月末時点の令和５年度保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況をまとめたものであります。

開示請求につきましては、市長部局のみ該当があり、「開示請求件数」、「対象個人情報件数」、「開示状況」につきまして、記載のとおりであります。

また、訂正請求、利用停止請求につきましては、いずれの執行機関も該当がありませんでした。

説明は、以上でございます。

○田村会長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

○田村会長

続きまして、報告案件１（３）「個人情報の漏えい事案等について」事務局から説明をお願いいたします。

○阿部課長

それでは、報告案件１（３）「個人情報の漏えい事案等について」ご説明申し上げます。

資料３９ページをお開きください。

こちらは、令和６年３月８日時点の今年度中に当市において発生した個人情報の漏えい事案等をまとめたものであります。漏えい事案は年度の前半に３件、そして今月に入り１件発生しておりまして、いずれの事案も送付対象者とは別人に個人情報が記載された書類等を誤送付したものであります。

中でも、障害福祉課の漏えい事案については、要配慮個人情報の一つである障害に関する情報が漏えいしたものであり、個人情報の保護に関する法律第６８条の規定により、漏えい等により個人の権利利益を害する恐れが大きいものとして、個人情報保護委員会に事態の報告を要したものであります。

資料４１ページをお開きください。

市は、年度前半に発生した３件の漏えい事案を重く受け止めまして、令和５年１０月３１日付で各所属長宛に個人情報の適正な取扱いについて注意喚起を行いました。また、いずれの漏えい事案も、確認作業を徹底していれば起きるはずのないものであるため、資料４３ページ「個人情報を取り扱う上での心構えチェックリスト」により、全職員に対して、事故防止に向けた定期的な意識づけを行うよう通知しました。

通知後、漏えい事案は発生しておりませんでしたが、残念ながら今月に入り、再び１件の漏えい事案が発生した状況であります。

説明は、以上でございます。

○田村会長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。
特によろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

報告案件２「東大和市個人情報保護事務取扱要領の制定について」

○田村会長

続きまして、報告案件２「東大和市個人情報保護事務取扱要領の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

○阿部課長

それでは、報告案件２「東大和市個人情報保護事務取扱要領の制定について」ご説明申し上げます。
資料４７ページをお開きください。

個人情報の保護に関する法律が令和５年４月に施行されましたことに伴い、東大和市個人情報保護法施行条例等の関係例規を整備しましたが、これら例規で定めのない事務処理事項について規定するため、東大和市個人情報保護事務取扱要領を制定したものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

「第１ 趣旨」につきましては、ただいまご説明させていただきましたとおり、本要領の制定趣旨を規定したものであります。

「第２ 個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者に対する実地検査等」につきましては、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託するとき、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、東大和市保有個人情報管理規程第２８条第２項の規定により、委託を受けた者又は指定管理者に対して、個人情報の管理方法等について実地検査の実施又は報告書、面談等による確認を行わなければならないと規定しており、その際に使用する確認用の様式を定めたものであります。

「第３ 事故発生時の対応（保有個人情報の漏えい事案等）」につきましては、保有個人情報の漏えい事案等が発生した場合は、東大和市保有個人情報管理規程第２９条の規定に基づき適切に対応することを規定し、加えて関係部署への連絡、報告等に使用する様式を定めたものであります。

「第４ 審議会への諮問等」につきましては、東大和市個人情報保護法施行条例第９条の規定により、実施機関が東大和市個人情報保護審議会に諮問する場合の様式及び審議会が答申する場合の様式を定めたものであります。

各様式につきましては、４８ページから５１ページのとおりであります。

説明は、以上でございます。

○田村会長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。
特によろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

報告案件3「個人情報の漏えい対策について」

○田村会長

続きまして、報告案件3「個人情報の漏えい対策について」事務局から説明をお願いいたします。

○阿部課長

それでは、報告案件3「個人情報の漏えい対策について」ご説明申し上げます。

本日机上天にてお配りさせていただきました資料55ページ「個人情報漏えい防止の対策について」をご覧ください。

市では、今年度、個人情報の漏えい事案が4件発生したことを受けまして、令和6年3月15日付で各管理者宛に個人情報漏えい防止対策について通知を行い、部署内での業務における注意事項の徹底並びに適切な指導・管理に努めるよう依頼しました。

本通知の内容であります、漏えい防止のための確認事項として、資料56ページ「文書作成・出力に当たっての確認事項」、資料57ページ「誤送付防止のための確認事項」、資料58ページ「誤交付防止のための確認事項」、資料59ページ「文書等の紛失防止に当たっての確認事項」の4つの確認事項を明示し、管理者をはじめとするすべての職員に対し、個人情報の適正な取扱いの徹底を促しました。

また、資料60ページ「個人情報を取り扱う上での心構えチェックリスト」に具体的な例を追加した上で、作業を行うに当たり、管理者は、職員に本リストを使って作業内容をチェックするよう指示することとしました。資料61ページ「個人情報漏えい発生時の対応について」では、個人情報漏えいした場合に、速やかに被害の拡大を防止し、報告・連絡体制を構築できるよう個人情報漏えい事案発生時の対応フローをまとめました。

以上の対策を徹底することで、市は、個人情報の漏えい事案が発生しないよう努めてまいります。

○田村会長

ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○発言があった意見等

- ・通知内の確認事項が多すぎるため、チェックリストは簡素にすべきである。
- ・シュレッダーに、「シュレッダーしてよい書類か」という紙を掲示すべきである。
- ・発送物置き場に、「確認を行ったか」という紙を掲示すべき。
- ・長時間連続して同じ作業を行っていると、確認しても確認漏れや誤認が発生しがちなため、時間を区切って休憩をとる、確認事項を複数人で読み上げる等のリセットをすべきである。

○田村会長

ほかに、ございますでしょうか。特にないようでしたら、以上で報告案件3「個人情報の漏えい対策について」報告を終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。なお、本日の対応後の承認につきましては、会長に一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○田村会長

ありがとうございます。

4 閉会

○田村会長

全体を通して、何かございますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の個人情報保護審査会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○阿部課長

本日は誠にありがとうございました。さて、次回の審議会につきましては、ただ今ご説明、ご報告させていただきましたとおり、制度が大きく変わりましたので、諮問、あるいは報告という形で、年1回の開催を予定しております。開催日は未定でございますので、候補日が決まりましたら、改めてお知らせさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村会長

今後の開催は年1回となりますが、皆様、引き続きご協力をお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

○委員一同

ありがとうございました。